

所沢市優秀建設業者等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注した建設工事を優秀な成績で完成した建設業者及び技術者等(所沢市建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。)を表彰することにより、建設技術及び施工意欲の向上を図り、もって公共工事の品質の向上及び適正な施工の確保に資することを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、次の各号に該当する者に対して行うものとする。

- (1) 表彰実施年度の前年度(以下「対象年度」という。)に市が発注した工事を2件以上完成し、年間を通じた工事成績が特に優れていた建設業者
- (2) 対象年度に市が発注し、完成した工事の施工における技術上の管理が特に優れていた技術者等
- (3) その他市長が適当と認める建設業者及び技術者等

(欠格事項)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を行わない。

- (1) 建設業者又は技術者等の所属する建設業者が、対象年度当初から表彰日までの間において、次のいずれかに該当する場合
 - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく監督処分を受けている、又は受けることが明らかである場合
 - イ 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱(平成20年4月1日施行)の規定に基づく入札参加停止若しくは警告の措置を受けている、又は受けることが明らかである場合
 - ウ 所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成8年7月18日施行)の規定に基づく入札参加除外等の措置を受けている、又は受けることが明らかである場合
 - エ 当該建設業者が市の発注工事で作業員(下請け業者に係る作業員も含む。)及び第三者の死亡事故(当該建設業者に責任のあるものに限る。)を起こした場合
- (2) 建設業者又は技術者等の所属する建設業者が、対象年度に完成した工事について

て、工事成績評定点が65点未満となる工事が含まれる場合

(3) その他市長が適当でないとした場合

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じたときは、その共同企業体及び共同企業体に属する技術者等の表彰は、行わない。

(候補者の推薦)

第4条 建設工事を所掌する工事主管課長又はその他の関係職員は、所沢市優秀建設業者等表彰実施基準（令和5年4月1日施行）の定めるところにより、表彰の候補者を所沢市優秀建設業者等表彰審査委員会へ推薦するものとする。

(所沢市優秀建設業者等表彰審査委員会)

第5条 表彰の適否を審査するため、所沢市優秀建設業者等表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、所沢市優秀建設業者等表彰実施基準の定めるところにより審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、あらかじめ指名した者にその職務を代理させることができる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

8 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、委員会において審査した結果に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、毎年1回、表彰状を授与して行うものとする。

(表彰の公表)

第8条 市長は、被表彰者及び対象となった建設工事の概要について公表する。

(庶務)

第9条 表彰に関する庶務は、総務部契約課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度を対象年度とする表彰から適用する。

附 則 (平成28年3月18日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月17日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月30日要綱)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日要綱)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の所沢市優秀建設業者等表彰要綱の規定は、同要綱第2条第1号に規定する対象年度を令和4年度とする表彰から適用する。

別表 (第5条関係)

経営企画部長
財務部長
環境クリーン部長
街づくり計画部長
建設部長
上下水道局長